



市役所からの

お知らせ

身につけて よく見て渡る 心がけ

市内の交通事故
平成26年1月1日～10月31日(前年比)
●発生 104件(-16)
●死者 2人(-3)
●傷者 124人(-15)

市内の火災・救急
平成26年1月1日～10月31日(前年比)
●火災 35件(+8)
●救急 1940件(+28)

暮らし

市長室開放

より良いまちづくりのため、市長と気軽に語り合いませんか。

当日の午前中までに電話でお申し込みください。



日時 12月10日(水)15時～17時

※1件30分

問合せ 広聴・市民生活課

☎72・3153

12月のごみの収集日

燃えないごみ、危険ごみ、廃蛍光管などの収集日 10日(水)

【冬期間におけるごみの出し方】

●「ごみ保管庫」などはご自宅の敷地内に置いてください!

冬期は特に除排雪作業によって「ごみ保管庫」などを破損する恐れがあります。破損しても市は責任を負いかねますので、必ず自宅の敷地内で道路から見えないところに置いてください(玄関フードの中のごみは収集しません)。

せん。

●ごみやごみ容器が飛ばされない、荒らされないように!

ごみ袋が飛んだり、カラスなどに荒らされて中身が散乱すると周辺の方に迷惑が掛かります。容器やそのふたが飛ばないように、底に重しなどを入れたり、容器本体とふたをひもで結ぶなど、対策をお願いします。

●ごみ出し時間は厳守!

冬期は道路状況により、収集時間が前後する場合があります。地区ごとに決められた時間までに必ずごみを出してください。

問合せ ごみ・リサイクル課

☎72・3126

冬を迎える前にお願!

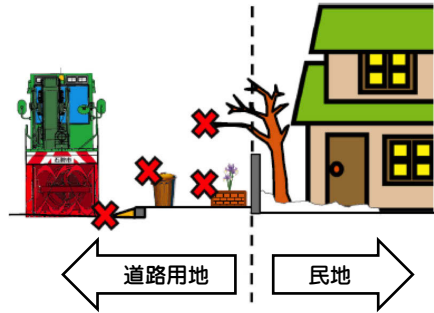
【道路上に伸びた樹木の剪定!】

道路上に張り出した樹木などは除雪作業の支障となったり、落雪による車両通行の妨げや、歩行者にけがを負わせることがあります。

【道路上のごみ箱や花壇の移動!】

道路上にごみ箱や花壇などが

ある場合、除雪車が巻き込んでしまい、故障の原因になるなど、除雪作業の支障となります。



問合せ 都市整備課

☎72・3138

屋根からの落水雪対策

○屋根には丈夫な滑り止め(雪止め)などを付けましょう

○滑り止めが緩んだりさびたりして効果を発揮しないこともあります。降雪前に点検を!

○プラスの気温になったり雨が降ると落ちやすくなりますので、特に注意しましょう

○軒下などでは、子どもたちを

絶対に遊ばせないでください

問合せ 管理課 ☎72・6122

建設指導課 ☎72・3141

税金

平成27年度償却資産申告にご協力を

市内で事業を営む個人または法人の方は、土地や家屋以外の事業用資産(償却資産)の所有状況を申告する必要があります。市では例年、申告される方に申告関係書類を送付していますが、初めて申告される場合や、12月下旬までに申告関係書類がお手元に届かない場合はご連絡ください。

提出期限 平成27年2月2日(月)

問合せ 税務課資産税担当

☎72・6120

健康・福祉

歳末たすけあい運動

歳末たすけあい運動は地域住

民やボランティア、民生委員児童委員、社会福祉協議会などの関係機関や団体の協力のもと、一人暮らしの高齢者、在宅障がい者、介護が必要な方々などに、義援金の贈呈や福祉事業への助成を実施しています。

みんなで支え合い、安心して新年を迎えられるよう、今年も皆さんのご協力をお願いします。

問合せ 石狩市共同募金委員会

☎72・8341

児童扶養手当と公的年金など

【併給制限の見直しについて】

法改正により12月1日(月)以降は、年金額が児童扶養手当の額よりも低い方は、その差額分の手当が受給できるようになります。

【今回の改正により新たに手当を受け取れる場合】

○お子さんを養育している祖父母などが、低額な老齢年金を受給している場合

○父子家庭で、お子さんが低額な遺族厚生年金のみを受給し

ごみ減量のげん太くん ⑤

リサイクルプラザからお願い!

その4

企画問合せ いしかりごみ処理事務局(ごみリサイクル課内) ☎72・3126
家庭で眠っている家電製品は、都市鉱山と言われています。リサイクルを利用して地球環境の保全にご協力を!

暮らしの大掃除! 除大掃除! げん太 手伝って!

おじいちゃん! この古いレコーダーレコーダー どうします?

もう使っていないんだからリサイクルに出しましょっつ!

おじいちゃん ヤーって何?

おじいちゃん! 若いときにはこれで音楽を聞いたんじや

ちよつとかわいそうニヤあせ... どういしょつと

小型家電リサイクルで金や銅ほかにレアメタルという貴重な金属が再資源になり地球環境のために貢献できますよ

あ、わしの青春の思い出が

そうか貢献できるのか

よかったね、おじいちゃん!

あ、わしの青春の思い出が

あ、わしの青春の思い出が

あ、わしの青春の思い出が

ている場合

- 母子家庭で、離婚後に父が死亡し、お子さんが低額な遺族厚生年金のみを受給している場合など
- ※受給するには、市への申請が必要で、詳細は要問合せ
- 問合せ こども家庭課 ☎72・3128

児童扶養手当の支払日

定時支払日 12月11日(木)

※金融機関によって2日ほど要することがあります

※本年8月にお知らせしている児童扶養手当現況届を提出されていないと、支払いが受けられません。未提出の方は、至急提出を。受給者本人の来庁が必要です。市役所1階18番窓口にお越しください

問合せ こども家庭課 ☎72・3128

臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金

【申請期間を再延長します】

申請方法 郵送または市役所4階窓口

申請期限 平成27年1月22日(木)

※当日消印有効

問合せ 臨時給付金担当 ☎061-3292 花川北6・1・30・2 ☎72・3143

おむつ使用証明書に代わる書類の交付

治療上おむつの使用が必要な方のおむつ代は税申告の医療費控除の対象です。医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要ですが、次の全ての要件に該当する方は市が発行する書類を代用できます。

○介護保険法の要介護認定者

○おむつ代の税申告をするのが2年目以降の方

○おむつを使用した当該年に作成された主治医意見書から、寝たきり状態にあることおよび尿失禁の発生の可能性があることが確認できる方

問合せ 高齢者支援課 ☎72・6121

がん検診および肝炎ウイルス検診無料クーポン券

対象者に無料クーポン券を6月上旬に送付しています。届いていない、紛失した場合は再発行します。未受診の方は、早めに受けましょう。

※2・3月は混雑します

障害者控除対象者認定書の交付

介護認定を受けている方で次の全ての要件に該当する方は、税申告の障害者控除対象となる場合があります。控除の申請には障害者控除対象者認定書の交付を受ける必要がありますので、事前にお問い合わせください。

○65歳以上である方

問合せ 保健推進課 ☎72・3124

検診	対象
子宮頸がん	20歳女性
胃がん、肺がん、乳がん	40歳女性
大腸がん	40～60歳までの5歳刻みの年齢の方
肝炎ウイルス	40歳から5歳刻みの年齢の方で、未受診の方

○集団検診または、市が委託契約をしている検診実施機関で個別に受診できます

○現在、1～3月実施の集団検診の予約を受付中です。クーポン対象外の方も、費用の一部自己負担で受診できます

○詳しくは市HP、「おとなのけんしん」ガイドをご覧ください

問合せ 保健推進課 ☎72・3124

ヘルシーメニューをマスターしよう!!

ヘルシーメニューをマスターしよう!!

平成27年冬太り解消教室

内容 脂肪燃焼運動、ヘルシーメニューの調理実習、講義など

対象 74歳以下の運動に支障のない方

日時 ①1月30日(金)10時～12時
②2月6日(金)10時～13時
③2月13日(金)10時～12時30分
④2月20日(金)10時～12時

場所 花川南コミセン(花川南6・5)

講師 市保健師、市管理栄養士、運動指導士、歯科衛生士

定員 20人(申込順)

費用 500円(全4回分)

申込方法 電話申込または窓口

申込期間 12月1日(月)～平成27年1月16日(金)

問合せ 保健推進課 ☎72・3124

○要介護認定(要介護1～5)が今年12月31日(水)時点で有効期間内にある方

○控除を受ける世帯が課税世帯である方

○身体障害者手帳の交付を受けていない方

問合せ 高齢者支援課 ☎72・6121